

# 文書館だより

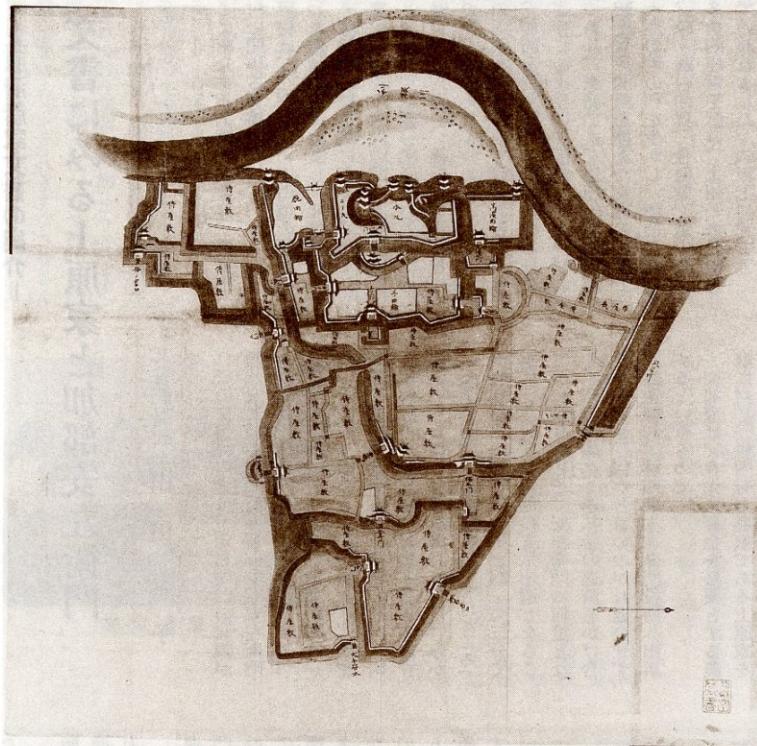
第7号

昭和61年7月

題字 関庭征人書  
発行・群馬県立文書館  
〒三七一 前橋市文京町三丁目二七番六号  
電話 (〇二七) 二二一三四六  
印刷・朝日印刷工業株式会社  
電話 (〇二七) 五一一一二二二

## 紙面案内

- 文書に見る上原家と加部安左衛門……………2
- 明治期学務関係文書の概要……………3
- 件名カードの利用にあたって——
- 歴史学習における郷土資料の活用……………4
- 文書館資料を活用した中学校の授業例——
- 新たに収藏された文書……………7



縦63.5cm、横60cm 淡彩色 豊田芳郎家文書 ブラジル・サンパ  
ウロ市住 昭和56年10月県立文書館寄贈

この絵図の所蔵者であった豊田家は、江戸時代前橋藩松平氏の家臣の家柄です。「豊田家歴代由緒書」(豊田氏蔵)によれば、初代の弥仲太は京都出身で、初め結城弥五郎と称していました。寛保三年(一七四三)松平家に十五人扶持で召し抱えられ、寛延二年(一七四九)には藩の御作事奉行を勤めたとあります。

江戸時代の前橋は、天正十八年(一五九〇)家康の側近平岩吉が三万三千石で入封したのが始まりです。その後、慶長六年(一六〇一)には川越から酒井重忠が封ぜられ、さらに寛延二年には酒井氏に代わって姫路から松平朝矩が入城、以後明治維新まで約一二〇年間松平氏七代の支配をうけました。

前橋絵図は、これまで「前橋市史」(第三巻)等に収録され、いく種類か知られていますが、作成年次等が明らかなものは少ないようです。上掲絵図も年次、繪師等全く明記されていませんが、他の絵図と比較したり、初代弥仲太が作事奉行をしていたことを考え併わせますと、酒井氏末期から松平氏入封初期の頃のものと思われます。三層の天守閣のある本丸とそれに続く二ノ丸は、自然の要害である利根川を背後にし、北に高浜曲輪、南に厩曲輪、東に三ノ曲輪が固めています。その外郭にはさらに幾重にも堀と土塁がめぐらされ、そのなかに侍屋敷を配するという、城の縄張りの様子がよく判ります。大手門は城の東方(写真下方)に位置し、現在の東京電力付近だと思われますが、確証はありません。なお、前橋城は幕末になつて再築されますが、その遺構は現在、車橋御門跡(大手町二丁目)と県庁北側にある土塁だけとなつてしましました。

(主事 岡田 昭二)

## 文書にみる上原家と加部安左衛門

文書館嘱託 山田叔子

ここに紹介する上原家文書は、吾妻郡大戸村に関する文書です。

大戸村は、江戸時代、中山道の脇往還であつた信州街道に位置し、北信諸藩の廻米・諸荷物の輸送路にあたつています。寛永のころ、大戸の関所が設置されしたことにより、以後、関所南の大戸宿へ草津温泉への入湯や、善光寺参詣などの旅人の往来で栄えたといわれます。

この上原家文書の中で興味あるものとして、加部安左衛門関係の資料があります。ご存じのように加部家は、大戸村の豪農であり、豪商です。信州・草津街道の宿駅と大戸関所を控えた交通の要衝である大戸の地の利を生かし、酒造業はじめ、麻・繭の仲買、金融業、鉱山業などを示す文書として、弘化五年（嘉永元年）一八四八年、上原定右衛門より加部安左衛門にかかる「借財不法取立て一件につき訴状」写（文書番号二七・写真掲載文書）があります。上原家は、七代安左衛門の頃より、加部家を金主として蛹・繭の商いをしていたようです。

ここに紹介する上原家文書は、吾妻郡大戸村に関する文書です。大戸村は、江戸時代、中山道の脇往還であつた信州街道に位置し、北信諸藩の廻米・諸荷物の輸送路にあたつています。寛永のころ、大戸の関所が設置されしたことにより、以後、関所南の大戸宿へ草津温泉への入湯や、善光寺参詣などの旅人の往来で栄えたといわれます。

この上原家文書の中で興味あるものとして、加部安左衛門関係の資料があります。ご存じのように加部家は、大戸村の豪農であり、豪商です。信州・草津街道の宿駅と大戸関所を控えた交通の要衝である大戸の地の利を生かし、酒造業はじめ、麻・繭の仲買、金融業、鉱山業などを示す文書として、弘化五年（嘉永元年）一八四八年、上原定右衛門より加部安左衛門にかかる「借財不法取立て一件につき訴状」写（文書番号二七・写真掲載文書）があります。上原家は、七代安左衛門の頃より、加部家を金主として蛹・繭の商いをしていたようです。

たことがわかります。  
そして、引当てとしてとった繭や麻を販売するという、最も貸し倒れの少ない商法、これが加部安左衛門のとつた金融方法であったと考えられます。

これとほとんど同趣旨の文書が「群馬県史」（資料編11 近世3「加部安左衛門借財不法取立てにつき吾妻郡大戸村百姓訴状」吾妻町湯浅家文書）に掲載されています。この文書は、同じく上原定右

衛門の所望の地所麻畠三筆合わせて一町一反九畝一八歩を質地とし、請求どおりの金三一七両二分を返済しました。しかし、父親が帰村し諸帳簿を調べたところ、借財は三三八両一分二朱と銀一匁三分であり、差引八九両程の支払超過となることがわきました。安左衛門に何度とな

く、その再調べと過払金の返済をかけ合

うのですが、何かと言いのがれ返金せず双方差連れ、林部善太左衛門役所へ出訴するというものです。

加部家は、春先に資金を必要とする農家に対し、村内有力農家である上原家を通じて貸付け、夏から秋の収穫物である麻・繭を引当て（担保物件）とした前貸融を行っていたようです。

この文書には、借財の明細が書かれており、商方利金のあつた場合は双方で半金づつ請取り、相場違ひなどの損失金および商方損金の分は両損として半金づつ弁済する等の、両家の取り極めがあつ

たことになります。  
致候間、權威以不当て取扱被致、如何様成儀被申付候而茂聊辞退出来兼候ニ付、右様々取扱被致候而者云々と訴え、天明浅間焼けの被害救済に出捐し、苗字帶刀を許されて以来、この度の天保の大飢饉にも、地元大戸村の困窮者に米・麦を与え、さらには郡内の人々に対しても援助を惜しまなかつた、奇特者安左衛門のもう一方の側面がうかがわれます。

また、伝存文書中、文化十年（一八一〇）の「水油・麻預荷一件出入訴状」（二七〇）から、売先残金滞りの時、商賣代残金入金の時、退転（村を出て逃亡）等々の場合も記述されており、二文書とも加部安左衛門の商法を知る上で注目される文書です。この中で定右衛門は、安左衛門について「御公儀様ら苗字帯刀御免被 仰付、

大戸村内では表向き年番制で勤めた名主のうちの一人にすぎませんでした。安政三年（一八五六）には、安左衛門と年寄役や村内小前（上原家が属していた平組の農民）との間に出入も生じているようですが（二〇三）、実際はどうであったか、村内における加部安左衛門の本当の役割を知りたいところです。

上記文書を含む上原家文書は、延宝五年（一八七七）を上限とし、江戸時代後半期から明治期にかけてのもので、近世文書は、大戸村のうち平組に関する村方文書が主体です。近・現代文書は、戸長役場文書・明治二十二年合併後の坂上村役場文書が伝存されています。



「借財不法取立て一件につき訴状」の一部

殊部中取締役茂被 仰付候而、一同恐懼現在、閲覧することができます。

# 明治期学務関係文書の概要

— 件名カード利用にあたって —

主幹兼専門員 石田和男

文書館では、行政文書のより一層の利

用の便を図るため、明治期の一つ一つの  
簿冊に含まれている件名のカード化を進

めています。このたび「学務」関係文書  
の件名カードの作成が終了し、七月から

一般の方々に利用していくことにし  
ました。そこで、ここでは件名カードの  
利用にあたって、その資料の概要につい  
て紹介したいと思います。

文書館に収蔵されている明治期の学務  
関係文書は表のとおり、簿冊総数五百余  
冊（二簿冊が二つの分類に属している場合もある）、  
件名カード総数約二万枚にも及んでいま  
す。内容的には教育行政の初等教育に  
関するものが多く、なかでも教員の任免・  
賞罰の資料が大部分を占めています。以  
下、表の分類項目によつて、その概要を  
紹介します。

小学校関係の資料では、設立廃止が多  
く、明治（以下元号略）六〇八年の県下各小  
学校および二三十年代の高等小学校の  
設立同様がほぼ全県的に遺されています。  
十六年に一齊に作製された沿革誌も群馬  
郡・山田郡を除いて県下各校のものがそ  
ろっています。校地校舎では二三十年代  
の校舎の新築、増改築の様子がわかりま  
す。

小学校関係の資料では、設立廃止が多  
く、明治（以下元号略）六〇八年の県下各小  
学校および二三十年代の高等小学校の  
設立同様がほぼ全県的に遺されています。  
十六年に一齊に作製された沿革誌も群馬  
郡・山田郡を除いて県下各校のものがそ  
ろっています。校地校舎では二三十年代  
の校舎の新築、増改築の様子がわかりま  
す。

私立幼稚園や図書館に関するものです。

実業学校の資料は二十年代に県下に旗生  
した英学校、裁縫学校、私塾、子守学校  
等の設立許可が中心です。

官立学校の資料は、高等師範学校、專  
門学校、海軍兵学校等の生徒募集、推薦  
等に關するものです。

学務の半数以上を占める教員に関する  
資料は、任免・賞罰が中心で正教員、準  
級編成、裁縫や図画等の教科の加設に関  
する許可や規程で二十年代後半から三十  
年代のものです。教育上の施設は四十一  
年度の特色ある学校の教授、訓練など教  
育の実態を知ることができます。

県立学校関係の資料は、師範学校と中  
学校が中心で、ほかに高等女学校や伊勢  
崎染織学校等の実業学校のものもありま  
す。年代的には沿革誌を除いて二十年代  
後半以降のもので、内容的には教員、生  
徒の入退学、学校経費に関するものが多  
く、学則や教則も若干見られます。

各種学校関係の資料は、三十五年以降  
各小学校に併設された実業補習学校の設  
立許可、二十年代後半から設立された公  
立学校等に関するものです。

実業補習学校の設立許可、二十年代後半  
から二十一年度にかけて設立された公立  
学校等に関する資料は二十年代後半のもの  
です。

教育費関係資料では、学校維持の母体  
である学校組合や樹木の栽培、教育資金  
の貸借、学校基本財産の蓄積状況に関す  
るもの、県立学校費は二十五年以降の諸  
経費の支出状況、学校建築は三十年以降  
の県下中学校、師範学校、高等女学校、  
実業学校の校舎の新築、増改築に關する  
資料です。

以上が収蔵されている学務関係文書の  
概要です。今まで、これらの文書の中か  
ら必要な資料を搜す場合、まず簿冊目録  
から関係の簿冊を検索し、その簿冊の内  
容を全部見ていただけます。しかし、こ  
れからは簿冊の件名カードでの目的の資料  
を直ちに探し出すことができます。教育  
史や学校史、市町村誌等の研究や編集な  
ど多くの方々のご活用をお待ちしていま  
す。

資料です。

その他、学事全般では二十年後半から  
三十年代の学務委員や郡視学の任用と活  
動状況、三十年代の学校医や学校保健、  
教育会や乙種学事会の設置や活動状況に  
關する資料があります。

御真影、勅語では、二十二年以降師範  
学校、中学校、高等小学校、尋常小学校  
の順に下賜された御真影や教育勅語謄本  
の拝戴式の様子がわかります。学務統計、  
その他の学事資料は、教育の概況を年報  
としてまとめたもので、当時の教育全般  
を概観することができます。

御真影、勅語では、二十二年以降師範  
学校、中学校、高等小学校、尋常小学校  
の順に下賜された御真影や教育勅語謄本  
の拝戴式の様子がわかります。学務統計、  
その他の学事資料は、教育の概況を年報  
としてまとめたもので、当時の教育全般  
を概観することができます。

明治期学務関係文書の件名カード数

分類項目	簿冊数	件名カード数
小学校	25	4,303
	18	514
	5	256
	16	783
	15	349
	4	60
県立学校	4	9
中高等学校	1	3
	10	168
	8	99
	4	29
各種学校	3	69
実業補習学校	12	32
幼稚園、図書館	13	495
官立学校	8	46
教員	26	1,203
	9	66
	183	7,868
	7	81
	23	660
教育費	12	251
	21	301
	14	377
	4	38
学生事務	10	750
	7	153
	9	60
	28	270
	21	149
	8	281
	12	49
合計	540	19,772

# 歴史学習における郷土資料の活用

――文書館資料を活用した中学校の授業例――

主幹兼専門員 駒形義夫

## 1 郷土資料活用の意義

社会科学習では、従来教科書の外に年表、地図帳、資料集などが活用されてきました。これらと共に近年「現在に伝わる文化遺産を、その時代や地域との関連において理解させ、それを愛護し尊重する態度を育てる」(目標③)うえから、郷土資料による学習も重視されてきました。

郷土資料の導入は、歴史の流れを自分とのつながりにおいて把握させることができ、ともすれば中央の歴史を通史的に扱ってしまつたり、抽象的、観念的になつたりしがちな中学校の歴史学習をより具体的に、親近感をもたせ、学習させる上から有効であると考えられています。

以下歴史学習への文書館資料の活用について、その具体例を江戸時代の初頭の「幕藩体制確立」の時期をとりあげ述べてみたいと思います。

選んだ郷土資料の教材としての価値や、指導のねらい、生徒の実態等から指導過程上の位置づけが決定されます。導入段階の例をあげてみましょう。

選んだ郷土資料の教材としての価値や、指導のねらい、生徒の実態等から指導過程上の位置づけが決定されます。導入段階の例をあげてみましょう。

選んだ郷土資料の教材としての価値や、指導のねらい、生徒の実態等から指導過程上の位置づけが決定されます。導入段階の例をあげてみましょう。

読講座へ参加いただき、その力を身につけていただくことができます。

## 3 指導計画への位置づけ

素材が決定したら、指導計画の中でどの単元のどこに位置づくか、単位時間のどこに位置づくかを教材の内容、価値を検討する中で決定していくことが大切です。「江戸幕府の成立と鎮国」における学習項目と文書館所蔵郷土資料とのかかわりを下表に一部示してみましょう。

## 4 指導過程への位置づけ

① 年度当初に指導計画に位置づけておく、思いつき利用では教材も生きませんし、学習効果も期待できません。

② 郷土資料は教科書や資料集と関係づけるためには、下表の計画への位置づけをはかることも大切なことです。

③ 郷土資料を年間基準時数内で利用するためには、下表の計画への位置づけと共に、一時間の指導の中でも、資料提示(教材加工)、読み取らせ方、グループ討議等の学習方法の工夫をし効率化

やがて江戸時代の身分制度追究のバネとなつていくと考えます。

次に、検証段階の利用例として「新田開発」の学習をとりあげてみます。「新田開発」が江戸中期以降急速に進められた事実を検証するとして、教科書や資料集のいわゆる全国版資料だけでなく、郷土資料の「新田検地帳」「村絵図」「年貢割付・皆済状」等を用い、新田村の発足、村高(石高・生産量)、人口等々のデータを拾い出し、グラフ化、図表化し学習資料として提示するならば、生徒達に具体的に身近な事実として検証させることができるのでないでしょうか。

④ 郷土資料利用上の留意点

① 年度当初に指導計画に位置づけておく、思いつき利用では教材も生きませんし、学習効果も期待できません。

② 郷土資料は教科書や資料集と関係づけるためには、下表の計画への位置づけをはかるとともに、一時間の指導の中でも、資料提示(教材加工)、読み取らせ方、グループ討議等の学習方法の工夫をし効率化

## 6 郷土資料を扱った授業例

「検地」を扱った学習指導展開例です。

単元のねらいは下表を参考ください。とりあげた「検地帳」「年貢割付状」「五人組帳」等は各地によく伝存しているものであります。文書館では現物はお貸しできません

が、複写による利用は可能です。



利根郡奈良村(現沼田市)の「検地帳」(部分)

## 文書館所蔵文書と学習事項との関わりの例

単元	推移	特徴	大名	単元ねらい	主たる内容
新田開発	日本入植海外発展と幕府政治の政策の変遷について	・新田開発の成り立ち	江戸幕府の成り立ち	主たる内容	開運郷土資料
新田開発	新田開発の成り立ち	・新田開発の成り立ち	江戸幕府の成り立ち	主たる内容	開運郷土資料
新田開発	新田開発の成り立ち	・新田開発の成り立ち	江戸幕府の成り立ち	主たる内容	開運郷土資料

## ○本時の学習

## 検地

## ○ねらい

封建社会の土地制度を確立した検地について、検地帳などの身近な郷土資料を用い、その内容や実施方法を調べさせ、検地のねらいを理解させる。

段階	学習内容	学習活動	指導上の留意点	資料
課題を把握する	○村の江戸時代の様子	○地域に残る検地帳から江戸時代に村が成立していたことを知る。江戸時代の遺物や、つたえ聞いていることなどを出しあう。	○検地帳の表紙の村名、年号、記載地名から地域の江戸時代のものであることを確認させる。 ○課題は「検地のねらいは何か」であることに気づかせる。	○検地帳（現物か写真） ○地域内に残存する江戸時代の遺物の写真
課題について調べる	○検地帳の記載内容 ○検地の実施方法	○検地帳読みくだし資料を調べわかったことや疑問に思ったことを書き出す。 ・「西河原」・「上田、中田、下田」・「○反○畝○歩」・「○間、○間」・「清五郎、常五郎」等の記載内容について調べる。 ○記載事項からわかったことや、疑問を出しあう。 ○教科書資料の検地の図をもとに実施の実際について、次の点を中心に調べる。 ・実施者は誰か、・農民側の対応者は、・繩打、竿入の意味、計測に使っている器具は何か、など。	○名所（所在地）、田畠の別と等級、面積と間数、名請人（耕作者）に着目させ、それぞれの内容について読みとらせたい。 ○検地帳を繩打帳とか竿入帳といったこと、教科書所載資料太閤検地帳ともくらべさせ、一筆ごとの生産高の記載がないこともおさえておきたい。（江戸時代になり村単位の課税より年貢割付状、皆済状） ○実施者は為政者から派遣された検地役人（武士）、村役人・農民の立会いで実施されていること、また田・畠・屋敷地・山林・新田等にも広く実施、簡易な器材で全国的に実施する苦労にも目をむけさせたい。	○検地帳読みくだし資料 ○太閤検地帳の写真（教科書） ○検地の図（教科書） ○検地に用いた器具（実物か図）
仮説をたてる	○検地のねらい	○検地のねらいについて考え仮説をたてる。 ・農民を土地に固定させる ・年貢を確実にとるため	・個々に考えさせてから、グループで話し合わせる。 ・封建社会の確立に結びつけ考えさせたい。	
検証する	・太閤検地 ・江戸時代の検地 ・検地のねらい	○検地を大々的に実施した秀吉と「太閤検地」について確認する。 ○近隣における検地について調べる。 ○検地帳記載の次の事柄をもとにして、強力に実施した為政者側（領主等）の意図を考える。 ・土地所在と名請人を明確にした意味。 ・田畠等の地種、等級、面積を明確にした意味。 ・武士達の経済を支えたものは何か（年貢の五公五民、四公六民の意味）。	○年表、教科書、資料集、ノートをもとに確認させる。 ○資料をもとに、近隣地域における検地実施村名と実施年号等を調べさせ、太閤検地以後、江戸時代になってからも検地が実施されていたことをつかませる。 ○刀狩とならんで検地が実施された背景を封建社会のしくみと結びつけ考えさせる。 ○検地帳記載の具体的な事柄を手がかりにさせ、耕作農民の土地固定、年貢負担者の確定、収納年貢の把握の意図をつかませる。また農民側にとっては土地耕作権が確定される意味もあったことにも気づかせたい。	○年表、教科書、資料集 ○近隣地域検地一覧表（郷土資料より作成） ○検地帳読みくだし資料（前出郷土資料） ○教科書資料「秀吉と農民」 ○地域の年貢割付状（現物か写真）
まとめる	学習のまとめ	五人組帳前書条文中の検地のねらいに関連するところに線を引く。	次の条文の背景に、為政者側の土地支配、年貢確保の意図をつかませ、検地のねらいの確認としたい。  ・子供が多くても、田畠を譲り受けるのは惣領一人とする。（土地の小分割相続による農民零細化の防止や年貢の確保） ・田畠売買の禁止。（自作農の維持、農村の疲弊防止や同上） ・割付けた年貢については愈々入りにこしらえ納めること。 ・百姓は、雑穀を食べ、米はみだりに食べてはならない。（いずれも、武士たちの経済を支える年貢米の確保である）	○地域の五人組帳前書（現物か写真） ○同上の資料より関係条文の（抜粋）読みくだし資料

教科書は東京書籍刊「新しい社会」（歴史的分野）、郷土資料は文書館所蔵資料をもとに作成した。

# 新たに収蔵された文書

## 行政文書

(昭和六十一年三月三十一日寄贈・文書  
点数二)

### ★利根郡新治村須川区有文書

本年度もたくさんの方々から古文書、記録類が寄贈・寄託されています。一月以来に次の文書が新たに収蔵され、当館では順次整理をすすめているところです。

種別	名 称	住 所
寄贈	千々和実氏収集文書	東京都
宮城村苗ヶ島区有文書	前橋市	
富士見村原之郷区有文書	富士見村	
新治村須川区有文書	新治村	千葉県
西垣晴次氏収集文書	藤岡市	東京都
宮田勝巳家文書	前橋市	
大戸文治郎家文書		

### ★千々和実氏収集文書

故千々和実氏収集文書は二点、共に天

明三年(一七八三)における浅間山噴火

です。このうち、「浅間大変焼記」(写)

は、草津の山口魚棚の著によるもので、

長野原附近の惨状を詳しく記しています。

浅間山の噴火に伴う泥流の発生、また泥

流による河川の氾濫と人々への被害など

冷静かつ写実的に筆を運ばせており、浅

間焼の資料としては、きわめて質が高い

と考えられます。



「浅間大変焼記」の一部

書点数二

(主事 小沢賢二)

前記の如き「検地帳」等が旧沼田領で作られました。この時に作られた「検地帳」は、のちの石高の基準となつておなり、きわめて貴重なものといえます。

(昭和六十一年一月二十五日寄託 文

### 昭和60年度管理受任文書一覧

総務部	広報部	課課	17冊
企画部	土地対策部	課課	22
県民生活部	国健部	課課	17
農政部	保健部	課課	4
農業部	長政部	課課	7
農林部	芸芸課	課課	8
農業部	流通建設課	課課	317
農業部	耕地建設課	課課	11
林務部	治砂部	課課	4
小計			407
教育委員会事務局	部長管	室課	45
	学校保健課	課課	42
	福利課	課課	16
	高校教育課	課課	6
	社会教育課	課課	12
	青少年課	課課	19
	小計		10
公立学校共済組合群馬支部			150
日本赤十字社群馬県支部			6
議会事務局図書室			1,647
合 計			1,166※
			3,376

その後、図書、郷土資料、行政資料などが数次にわたり移管されているので、最終的には4,000~5,000冊にのぼるものと思われる。

高須隼人らによって再検地が行なわれ、前記の如き「検地帳」等が旧沼田領で作られました。この時に作られた「検地帳」は、のちの石高の基準となつておなり、きわめて貴重なものといえます。

(昭和六十一年一月二十五日寄託 文

(主事 小暮隆志)

これら文書は、かびや虫の害を防ぐためガスくん蒸を行い、課・室別に荒仕分をした後、書庫に仮排架しました。その後、受け入れたための整理作業(仮番号付与・簿冊カード作成・カード仕分・

分類→委任目録との照合→排架がえ→簿

冊番号付与→ラベル作成・貼付→受任目録原稿作成→原稿と簿冊との照合→受任目録作成)を進め、議会事務局図書室の移管にかかる図書・郷土資料等を除いて、受け入れ登録簿(管理受任目録)の作成が終了しました。

行政文書は県行政の歩みの証であるとともに郷土についての貴重な歴史資料となるものです。文書館はこのような文書を引き継ぎ受け入れ、保存していきます。



収集作業に取り組む館員

# 利用者の



## 閲覧室を利用して

岡田耕栄

### ★ 閲覧室から

#### 利用の手続

- 1 利用登録証記入(住所・氏名等記入)

- 2 利用券発行

- (一年間有効)

- 3 目録・カードで検索

- (利用したい文書等を検索する)

- 4 所定用紙に記入し係員に請求

- (用紙に文書番号等を記入)

- 5 文書閲覧

- 以上の手手続きで文書の閲覧ができます。

- また、ご希望の方には実費で複写サービスも行っておりますのでご利用下さい。

- 新年度が発足しました。学習会は午前の講座終了者を会員に迎え総勢一四名で「吾が村、わが町の生きた歴史」と近世文書を中心に学習し、解説資料も多岐に亘り、各地の解説講座のアシスタントになり得ればと念願しています。入会は随時です。

- 近年の歴史テーマの中、閲覧室の利用も専門家や研究者のみでなく、郷土の会や古文書同好会など、古文書解説講座を終了された方々をはじめ、一般の方々の利用も増えてきました。郷土や地域の歴史を知ろうと文書や地図を熱心に閲覧しています。閲覧室は、利用者と文書との出会いの場です。閲覧室で、郷土の生きた史料に触れてみませんか。

- (イ) 二月十一日上毛会館孔雀の間で、午前中は学習を、昼食と懇談の後は井上定幸先生による「地方文書に見る農民生活」の講演を行ないます。

- (ロ) 今年も入門、長期講座のお手伝いを行なう予定です。

- 各地の解説講座、学習グループへの御力を続けて行きたい所存です。

- 一泊二日の計画を作成中です。

- よく学び、よく遊ぶ雰囲気で、人と学習のかかわりあいを大切にしています。

- (ハ) 三月一日は、太田富榮先生による「活」――一家抱問題――の講演をいただき出席

- 者八〇名が感銘を深くしました。

- (イ) 学習は、毎月第一日曜日、文書館

- 三階会議室で行っています。解説力の差異を縮少し、併せて親睦を深めるため、グループ方式をとり、九班に別れ、一班

- 五六名で編成、相互学習に取り組んでいます。

- ◆ 会の発足 渡辺智

- 結成三年目になり、新たに長期、入門

- 講座終了者を会員に迎え総勢一一四名で

- 思われます。ともあれ、私は二階にある

- 閲覧室を利用するものが、楽しみの一つになっています。

- 文書館には、四七家約二万六千点の古

- 文書と明治・大正・昭和戦前期の行政文

- 書や官報・県報など約一万冊が、いつで

- も閲覧できるよう、整備されています。

- 閲覧室には、當時担当者があり、初め

- ての者には利用券が発行され、必要な資

- 料の利用について、親切に相談に応じて、

- 自分の欲しい資料を検索し、閲覧請求書

- に記入して担当者に渡せば、数分後には

- 書庫より桐の箱にのせて、「ハイどうぞ」

- と文書を手渡してくれるようになっています。

- この間が古文書に直接ふれる喜びで胸がわくわくする一時です。

コピーサービスもしてくれるので、家庭に持ち帰つて学習することもできます。また、参考図書・歴史関係雑誌十数種が開架されており学習を援助してくれます。難解な古文書や疑問点については、専門職員が相談にのってくれます。みなさんは是非閲覧室を利用してみませんか。



閲覧室風景

(嘱託 永井敏江)

## 古文書同好会だより

野口三郎

五十九年度長期古文書講座修了者の有

志が集い、引き続き古文書を読もう、も

う少し研究を深めたいという気持ちで産

声をあげた本会も、八月には三年目を迎

えます。ここまで到達できたのも文書館

のおかげと感謝致しております。

◆ 近況活動報告

読む資料は、本館所蔵のもの、或は会

員所蔵の古文書を持ち寄り毎回コピーし

て読み合せ研究討議を続けてきました。

定例学習会は原則的に毎月の第一土曜

日、午後二時から四時までの二時間、難

しくて時間が長く感じる時もありますが、

まで御一報下さい。

活」――一家抱問題――の講演をいただき出席

者八〇名が感銘を深くしました。

(イ) 学習は、毎月第一日曜日、文書館

三階会議室で行っています。解説力の差

異を縮少し、併せて親睦を深めるため、

グループ方式をとり、九班に別れ、一班

五六名で編成、相互学習に取り組んで

います。

(ロ) 学習は、毎月第一日曜日、文書館

三階会議室で行っています。解説力の差

異を縮少し、併せて親睦を深めるため、

グループ方式をとり、九班に別れ、一班

五六名で編成、相互学習に取り組んで

います。

(ハ) 学習は、毎月第一日曜日、文書館

三階会議室で行っています。解説力の差

異を縮少し、併せて親睦を深めるため、

グループ方式をとり、九班に別れ、一班

五六名で編成、相互学習に取り組んで

います。

(イ) 学習は、毎月第一日曜日、文書館

三階会議室で行っています。解説力の差

異を縮少し、併せて親睦を深めるため、

グループ方式をとり、九班に別れ、一班

五六名で編成、相互学習に取り組んで

います。

(ロ) 学習は、毎月第一日曜日、文書館

三階会議室で行っています。解説力の差

異を縮少し、併せて親睦を深めるため、

グループ方式をとり、九班に別れ、一班

五六名で編成、相互学習に取り組んで

います。

(ハ) 学習は、毎月第一日曜日、文書館

三階会議室で行っています。解説力の差

異を縮少し、併せて親睦を深めるため、

グループ方式をとり、九班に別れ、一班

五六名で編成、相互学習に取り組んで

います。

(イ) 学習は、毎月第一日曜日、文書館

三階会議室で行っています。解説力の差

異を縮少し、併せて親睦を深めるため、

グループ方式をとり、九班に別れ、一班

五六名で編成、相互学習に取り組んで

います。

